

石綿障害予防規則について

<令和8年1月1日の石綿則改正点>

- 工作物へも事前調査資格が必要
- 工作物の事前調査・分析調査の記録の3年保存に、**調査者氏名、調査資格を示す書類の写し**を追加
- 工作物の石綿事前調査システムによる電子報告事項に、**調査者氏名、調査資格の概要**を追加



事前調査の必要な物の範囲（石綿則第3条）

建築物

- ・全ての建築物
- ・建築物に設ける建築設備を含む
ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等、エレベーターの昇降路

工作物

- ・建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て
- ・煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- ・建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーターのかご、エスカレーター等
- ・製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵設備
発電設備、焼却設備等、及びこれらの間を接続する配管等の設備等

船 舶

- ・船体の主たる構造材が鋼製のもの

解体等の作業

- ・解体の作業
 - ・改修の作業
- 〔 封じ込め
囲い込み
を含む 〕

の

を行うときは、あらかじめ
解体等対象物等について
石綿等の使用の有無を調査
する必要があります。

事前調査が必要ではない解体・改修の範囲（石綿則第3条解釈部分）

● 解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

- ア 石綿等が含まれていなければ、
木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、
畳、電球等
- イ 釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
(電動工具等で、石綿含有の可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要)
- ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等、現存する材料等の除去を行わない作業
- エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等（次ページ参照）

<すべての建築物・工作物・船舶>

事前調査が必要となる
建築物・工作物・船舶

ア・イ・ウ・エ
に該当するもの

工 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等

工 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された 1 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修の作業。

- a 港湾法（昭和 25年法律第 218号）第 2 条第 5 項第 2 号に規定する外郭施設及び同項第 3 号に規定する係留施設
- b 河川法（昭和 39年法律第 67号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
- c 砂防法（明治 30年法律第 29号）第 1 条に規定する砂防設備
- d 地すべり等防止法（昭和 33年法律第 30号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
- e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44年法律第 57号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- f 海岸法（昭和 31年法律第 101号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設

- g 鉄道事業法施行規則（昭和 62年運輸省令第 6号）第 9条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
- h 軌道法施行規則（大正 12年内務省令運輸省令）第 9条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
- i 道路法（昭和 27年法律第 180号）第 2条第 1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（（イ）の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定工作物告示に掲げる工作物を除く。）
- j 航空法施行規則（昭和 27年運輸省令第 56号）第 79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法（昭和 29年法律第 51号）第 2条第 13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9年通商産業省令第 11号）第 3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法（昭和 25年法律第 137号）第 3条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）
- o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）

事前調査ステップ 1

1. **設計図書等（電磁記録含む）を確認する（書面調査）**

- ・「設計図書」とは、建築物や敷地や工作物に関する工事用の図面及び仕様書のこと。設計図書等の「等」には、施工記録、維持保全記録、発注者からの情報が含まれる。
- ・「設計図書等の確認」には、調査対象材料に直接印字されている製品番号を確認する方法もある。 →解体対象建築物等の全ての材料
- ・設計図書等が存在しないときはこの限りでない。

2. **目視により確認する方法（外観調査）**

- ・構造上目視できない部分はこの限りでない…**目視が可能となったときに目視での事前調査を行う必要がある**（石綿則第3条 ）

設計図書等を確認した上で、調査対象材料の実物が設計図書等のとおりであるか否かを確認するために、目視による調査も義務付けた。目視による事前調査を行わなくてよい場合もある。

事前調査ステップ 2

事前調査ステップ 1 で、石綿等の使用の有無が明らかとならなかつたとき

3-1. 分析調査を行う

- ・材料を採取し、分析機関に提出して結果を確認する。
- ・石綿が含有していることがわかった場合、**現場で適切な措置を講じる。**

3-2. 石綿等が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講じる

- ・必要な措置のうち**最も厳しい措置を講じなければならない。**
- ・例えば、吹き付けられた材料であれば、クロシドライトが吹き付けられているものとみなした措置を講じる。

「石綿含有とみなす」場合は事前調査をしなくていい... **×**
設計図書等の確認 + 目視による事前調査を行う必要があり、
記録の保存・掲示も対象となる。

事前調査
原則

- ・設計図書等の確認
- ・目視による確認

例外

次の場合に該当するときは、その定める文書の確認によって事前調査を行う

例外となる場合

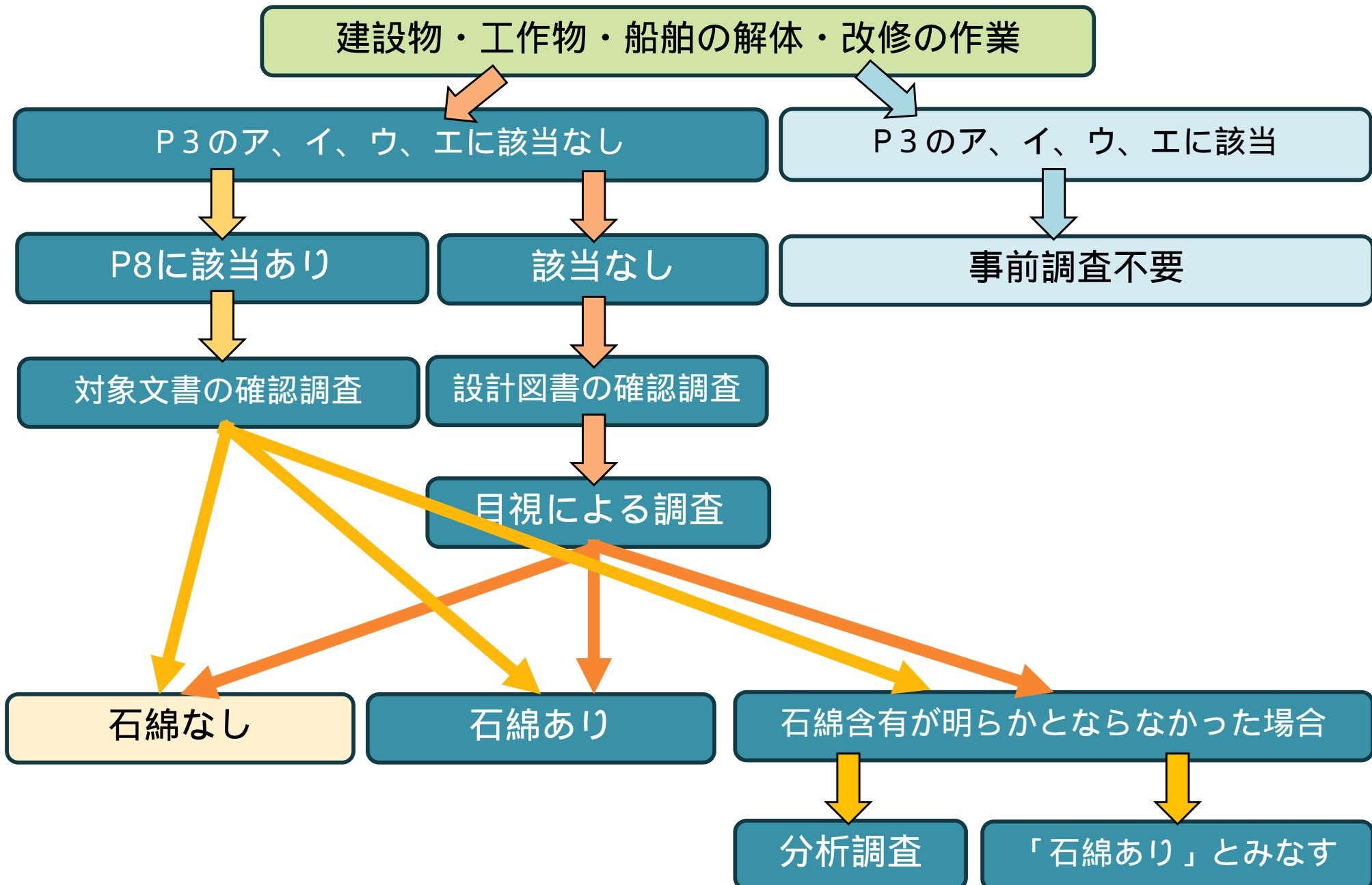
過去に行われた事前調査に相当する調査結果を確認する場合
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧確認証書」等の交付を受けた船舶の「有害物質一覧表」を確認する場合
着工日が平成18年9月1日以降である建築物、工作物、船舶等の着工日を設計図書等で確認する場合

例外となる場合

<平成18年9月1日以降に新築・製造工事が開始されたもの>

非鉄金属製造業の設備	平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	各新築工事の着工日、ガスケットの設置を設計図書等の文書で確認する方法で事前調査を行う
鉄鋼業の設備	平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	
潜水艦	平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	
化学工業施設の設備	平成23年3月1日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの	
化学工業施設の設備	平成24年3月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	

石綿事前調査のフローチャート



事前調査を行う者の要件

(石綿則第3条、令和5.3.27厚労省告示第89号)

令和8年1月1日 **改正**

対象	調査に必要な資格等
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の解体等の作業 (一戸建て住宅等を除く)
	<ul style="list-style-type: none"> 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業
工作物 <small>令和8年 1月1日 から新設</small>	<ul style="list-style-type: none"> 特定工作物 (～、～)の解体等の作業
	<ul style="list-style-type: none"> 特定工作物(～、～)の解体等の作業 特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業
船 舶	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製の船舶の解体等の作業

特定工作物：次スライド

特定工作物

次のうち、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。

反応槽

加熱炉

ボイラ、圧力容器

配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）

焼却設備

煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）

貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）

発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）

変電設備

配電設備

送電設備（ケーブルを含む）

トンネルの天井板

プラットホームの上家

遮音壁

軽量盛土保護パネル

鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

分析調査を行う者の要件（令和2年厚生労働省告示第277号）

- ・厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了考査に合格した者
- ・（公社）日本作業環境測定協会の
「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・（一社）日本環境測定分析協会の
「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析コース）修了者」
- ・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている
「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている
「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・（一社）日本纖維状物質研究協会の
「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

事前調査者講習を行っている機関



公益社団法人
愛知労働基準
協会



建設業労働
災害防止協会
愛知県支部



株式会社
建設業安全
推進協会



名古屋東
労働基準
協会



刈谷
労働基準
協会



中災防
中部安全衛生
サービスセンター



その他・石綿
総合情報
ポータルサイト

分析調査講習を行っている機関

一般社団法人 日本纖維状物質研究協会
(神奈川県厚木市三田2-10-10)



＜記録を作成する事項＞

事業者の名称・住所・電話番号
作業場所の住所・工事名称・工事概要
調査終了日
調査対象の建築物・工作物・船舶の着工日等
調査対象の建築物・工作物・船舶の構造
事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）
事前調査の方法（含・分析調査の方法）
事前調査・分析調査を行った部分の、材料ごとの
・石綿等の使用の有無
・石綿等含有とみなした場合はその旨
・石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠
事前調査、分析調査を行った者の氏名
目視による事前調査が困難な材料の有無及び場所

＜改正点＞

工作物についても、
事前調査・分析調査
を行った者の氏名、
調査資格の写しを、
3年間保存すること

＜記録と共に保存する事項＞

事前調査、分析調査を行った者の調査資格の写し

- 事前調査・分析調査を行ったときは、調査終了日（事前調査・分析調査を終了した日のうちいづれか遅い日）から3年間保存する。

事前調査すべての解体等作業場

次の事項を**労働者が見やすい箇所に掲示**する必要があります。

<掲示する事項>

- 1.調査終了日（事前調査・分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）
- 2.事前調査を行った部分（分析試料を採取した場所を含む）の概要
- 3.調査部分ごとの石綿等の使用の有無・みなしの旨
- 4.石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠の概要

石綿等が使用されている（みなしを含む）解体等作業場

上記1～4の掲示 + **事前調査の記録**
(=P14記録を作成する事項)
の写しの備え付け

調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法 (石綿則第3条解釈部分)

- ア 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。
- イ 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降）であることを確認する方法。

事前調査をしなくてよいのではなく、事前調査として上記資料を確認すること。

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であると記載されている場合でも、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない。

事前調査の結果等の報告（石綿則第4条の2）

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ**電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告**する必要があります。



建築物の解体・改修工事

工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の解体工事
請負代金が100万円以上の改修工事



工作物の解体・改修工事

特定工作物の解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



船舶の解体・改修工事

・総トン数が20トン以上のもの

- **石綿等の使用の有無に関わらず事前調査の報告が必要です。**
- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、**元請事業者が**報告義務を負います。
- **石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。**
- システムの利用には**GビズID**が必要です。



石綿事前調査結果
報告システム



GビズID

＜事前調査システム報告事項＞

事業者の名称・住所・電話番号

作業場所の住所・工事名称・工事概要

調査終了日

調査対象の建築物・工作物・船舶の着工日等

労働保険番号

解体または改修の実施期間

建築物の解体で床面積の合計が80m²以上の工事

(P17) であれば、その床面積の合計

建築物の改修で、請負代金が100万円以上のもの

(P17) の請負代金の額

特定工作物の解体又は改修工事で、請負代金が100万円

以上のもの (P17) の請負代金の額

事前調査を行った建築物・工作物・船舶の構造

事前調査・分析調査を行った部分の、材料ごとの

- ・石綿の有無

- ・石綿等含有とみなした場合はその旨

- ・石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠

事前調査・分析調査を行った者の氏名

事前調査・分析調査を行った者の調査資格の概要

下線部分は、P14
(3年保存) の項
目と異なる点

＜改正点＞

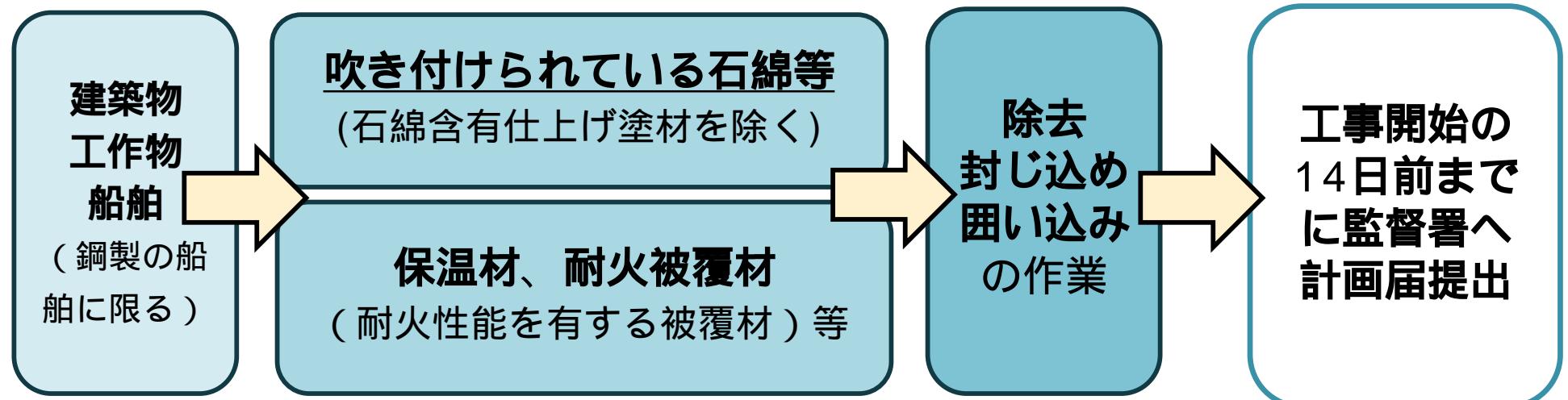
事前調査システムの
項目に、事前調査・
分析調査の資格の概
要を記載すること

計画届の提出（安衛則第90条、石綿則第5条）

○

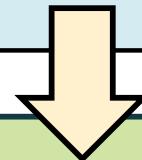
建設業・土石採取業で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前までに**、所轄労働基準監督署長に**計画届を提出**する必要があります。

建設業・土石採取業以外の業種の場合は、計画届でなく作業届を提出することとなります。



作業計画（石綿則第4条）

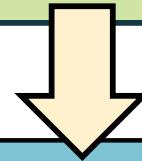
石綿等が使用されている解体等対象建築物等（みなし含む）の、解体、改修作業を行うときは、**あらかじめ作業計画を定め、作業計画に沿って作業を行う必要がある。**



<定める事項>

1. 作業の方法
2. 石綿等の粉じんの発散を防止、抑制する方法
3. 労働者への粉じんのばく露防止する方法

周辺環境への対応、解体廃棄物の適切な処理について
も記載することが望ましい



定めた作業計画を関係労働者に周知すること

監督署への石綿計画届（安衛則第90条）を提出する必要がない現場
でも作業計画の**作成が必要**

施行中に事前調査では把握していなかった石綿を含有する建材等が発
見された場合、その都度作業計画を見直すこと

作業主任者・掲示物(石綿則第20条、33条、34条、安衛則18条)

<石綿作業主任者の職務>

1. 石綿による汚染や吸入を防ぐために**作業の方法を決定**し、労働者を指揮すること
2. **局所排気装置等の装置**を1か月を超えない期間ごとに点検すること
3. **保護具の使用状況を監視**すること

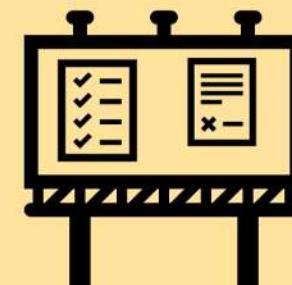
P15も参照

<作業場所の見やすい箇所に表示・掲示する事項>

・石綿事前調査の記録

- ・調査終了日
- ・事前調査を行った部分、分析調査の試料を採取した部分
- ・部分ごとの石綿の有無、みなしの旨、石綿無しの判断根拠

- ・石綿作業主任者の氏名
- ・作業主任者に行わせる事項
- ・石綿を取り扱う作業場である旨
- ・関係者以外立ち入り禁止
- ・作業場所での喫煙・食事の禁止の旨
- ・石綿により生ずるおそれのある疾病的種類、その症状
- ・石綿等取扱い注意事項
- ・保護具等を使用しなければならない旨
- ・使用すべき保護具
(呼吸用保護具、タイベックほか。保護具の具体的な名称)



写真等による作業の実施状況の3年保存（石綿則第35条の2）

- 石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、作業終了日から**3年間**、次の記録を**保存**する必要がある。

<記録する事項>

- ・**解体等作業**に従事した労働者の氏名、解体等作業従事期間
- ・**周辺作業**に従事した労働者の氏名、周辺作業従事期間

<写真、動画その他の方法で、実施状況を確認できるようにする記録>

撮影場所、撮影日時等が特定できるようにすること。

ア

- ・事前調査等の掲示
- ・関係者以外の立入禁止の表示
- ・喫煙・飲食の禁止の表示
- ・石綿等を取り扱う作業場である旨
- ・石綿の人体に及ぼす作用
- ・石綿等の取り扱い上の注意事項
- ・使用すべき保護具

掲示の状況が確認できる写真等

写真等による作業の実施状況の3年保存（石綿則第35条の2）

＜写真、動画その他の方法で、実施状況を確認できるようにする記録＞ つづき

撮影場所、撮影日時等が特定できるようにすること。

- イ
 - ・隔離の状況
 - ・集じん・排気装置の設置状況
 - ・前室・洗身室・更衣室の設置状況
 - ・集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検結果
 - ・前室の負圧に関する点検結果
 - ・隔離を解く前に除去が完了したことを確認する措置の実施状況
 - ・当該確認を行った者の資格が確認できる写真等による記録

ウ 次の事項が、作業計画に基づいて行われたことが確認できる写真等による記録

- ・作業の方法
- ・石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法

湿潤な状態に保つ措置の状況

- ・作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
- ・呼吸用保護具の使用状況

階や部屋が
変わること
に記録する

- エ
 - ・除去を行った石綿の運搬又は貯蔵を行う容器又は包装
 - ・容器への必要事項の表示
 - ・容器の保管状況が確認できる写真等による記録

作業の記録の40年保存（石綿則第35条）

石綿粉じんを発散する場所で常時作業に従事する労働者については、1ヵ月を超えない期間ごとに次の項目を記録し、これを作業を離れた日から**40年間保存すること。**

<作業の記録の項目>

1. 労働者の氏名
2. 石綿取扱い作業等の従事者について
 - ・従事した作業の概要
 - ・作業に従事した期間
 - ・事前調査・分析調査の結果の概要
 - ・作業の実施状況の写真等による記録の概要（スライドp22,23）
3. 周辺作業（石綿粉じんを発散する場所における作業）の従事者について
 - ・周辺作業従事者が行った作業の概要
 - ・周辺作業従事者が作業に従事した期間
 - ・事前調査・分析調査の結果の概要
 - ・作業の実施状況の写真等による記録の概要（スライドp22,23）
 - ・保護具等の使用状況
4. 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときはその概要、
5. 事業者が講じた応急の措置の概要

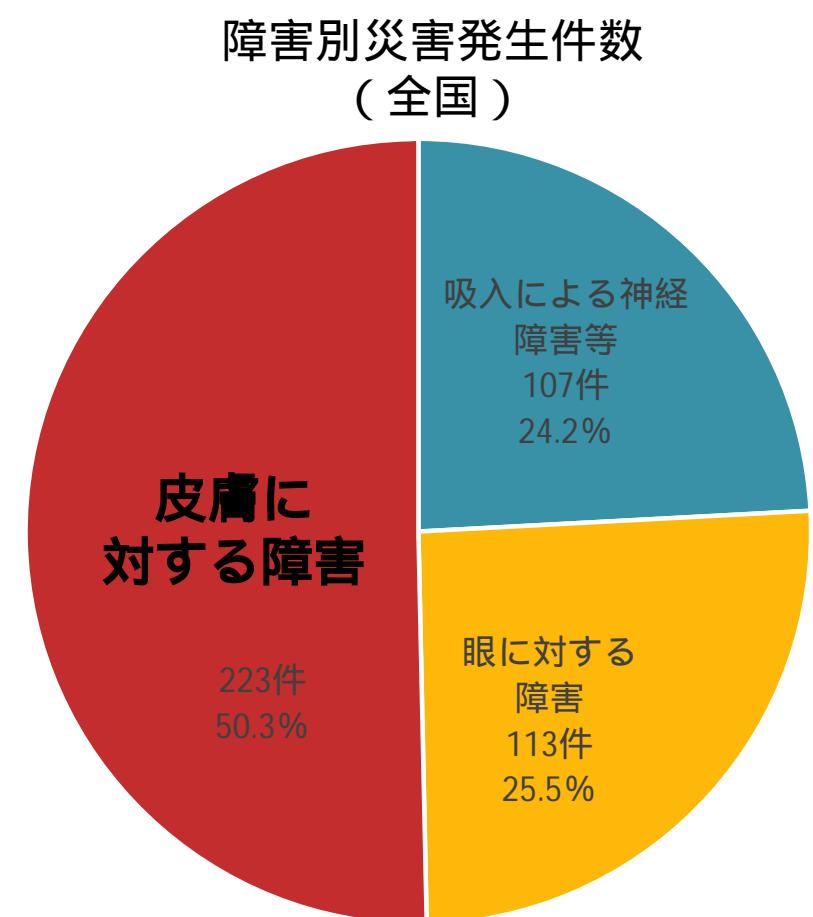
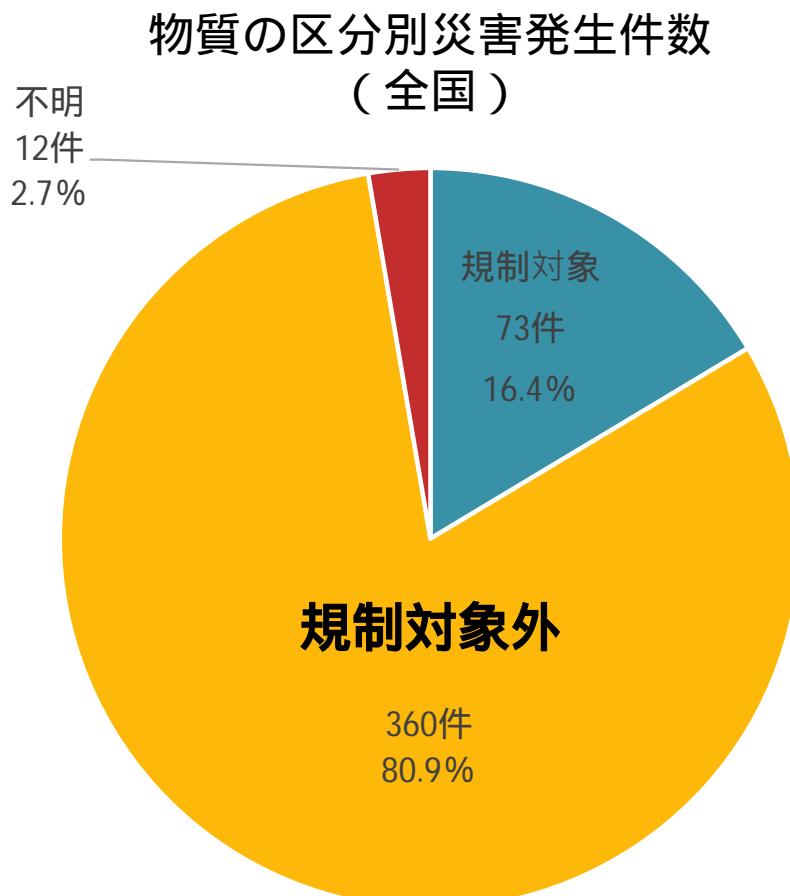
今後の化学物質管理について

~2月は化学物質管理

強調月間です！~



化学物質による労働災害の発生状況（令和元年度/休業4日以上）

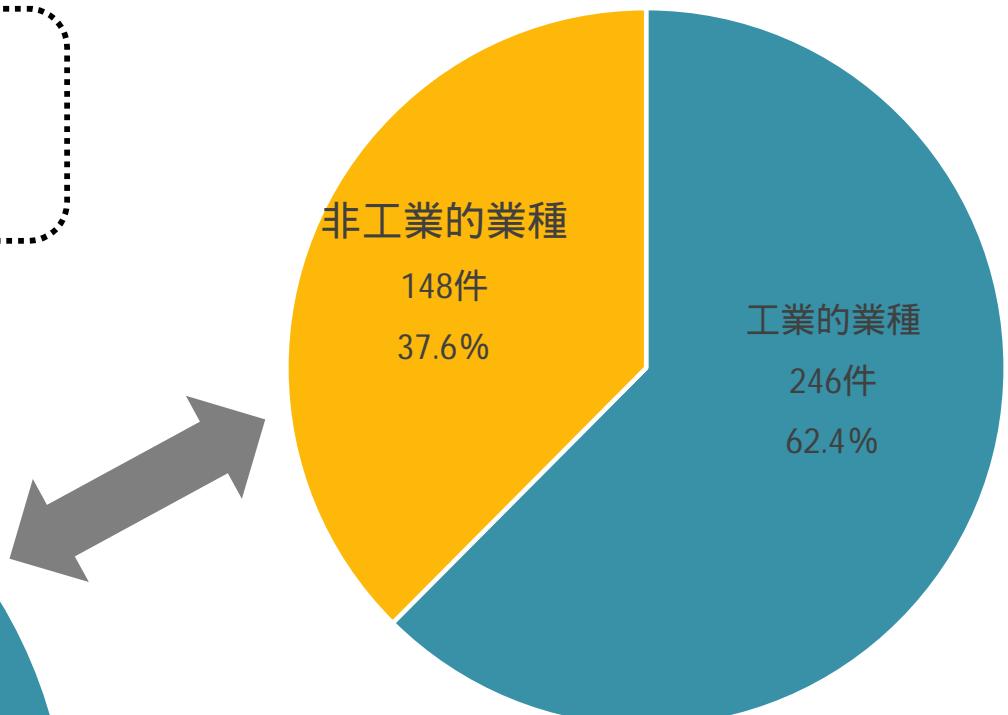
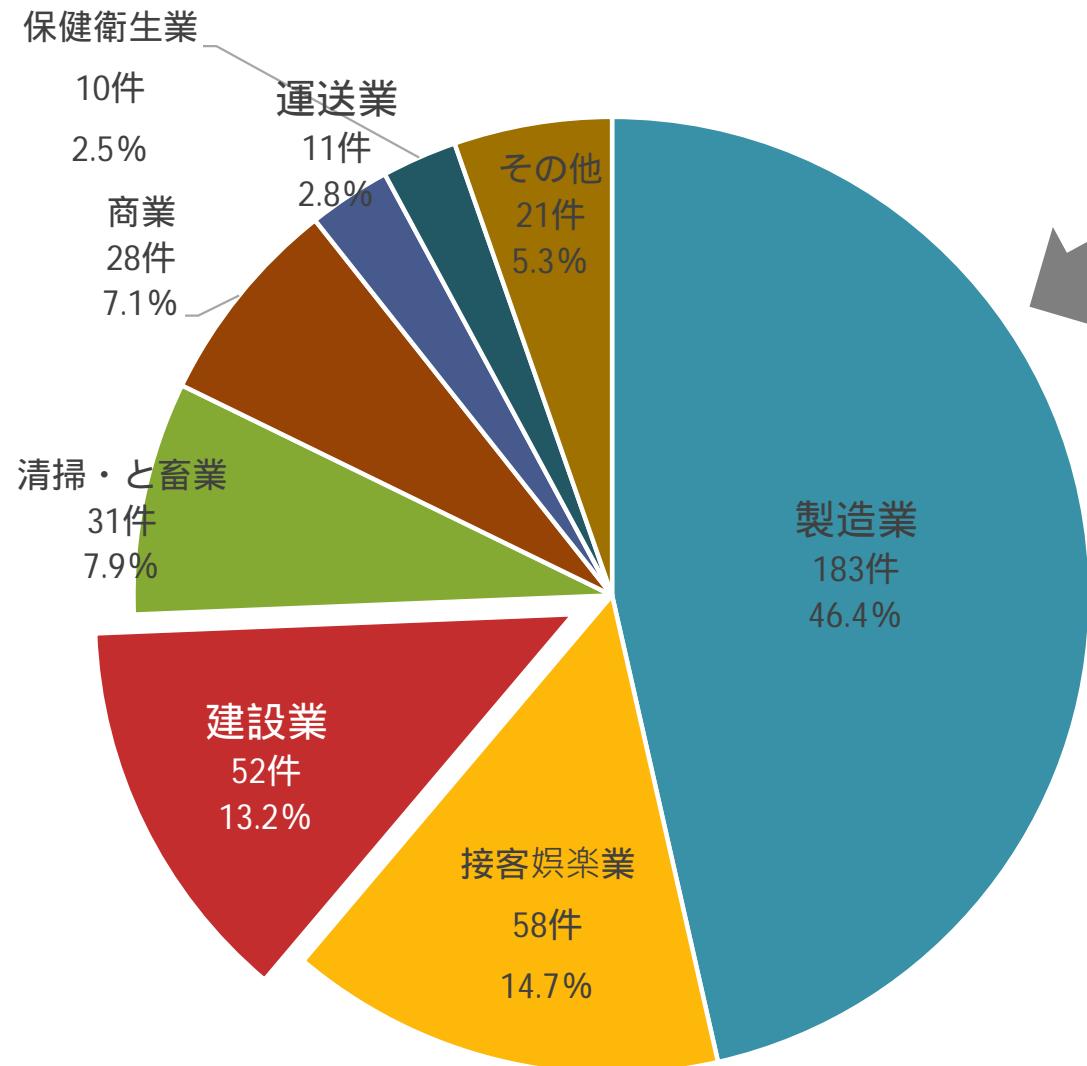


障害別災害発生件数については、単一の災害で複数の障害区分に該当する事案が認められるため、両グラフの総件数は一致しない。

- ◆ **規制対象外**の物質による災害が全体の**約8割**を占めている。
- ◆ **皮膚に対する障害**が全体の**約半数**を占めている。

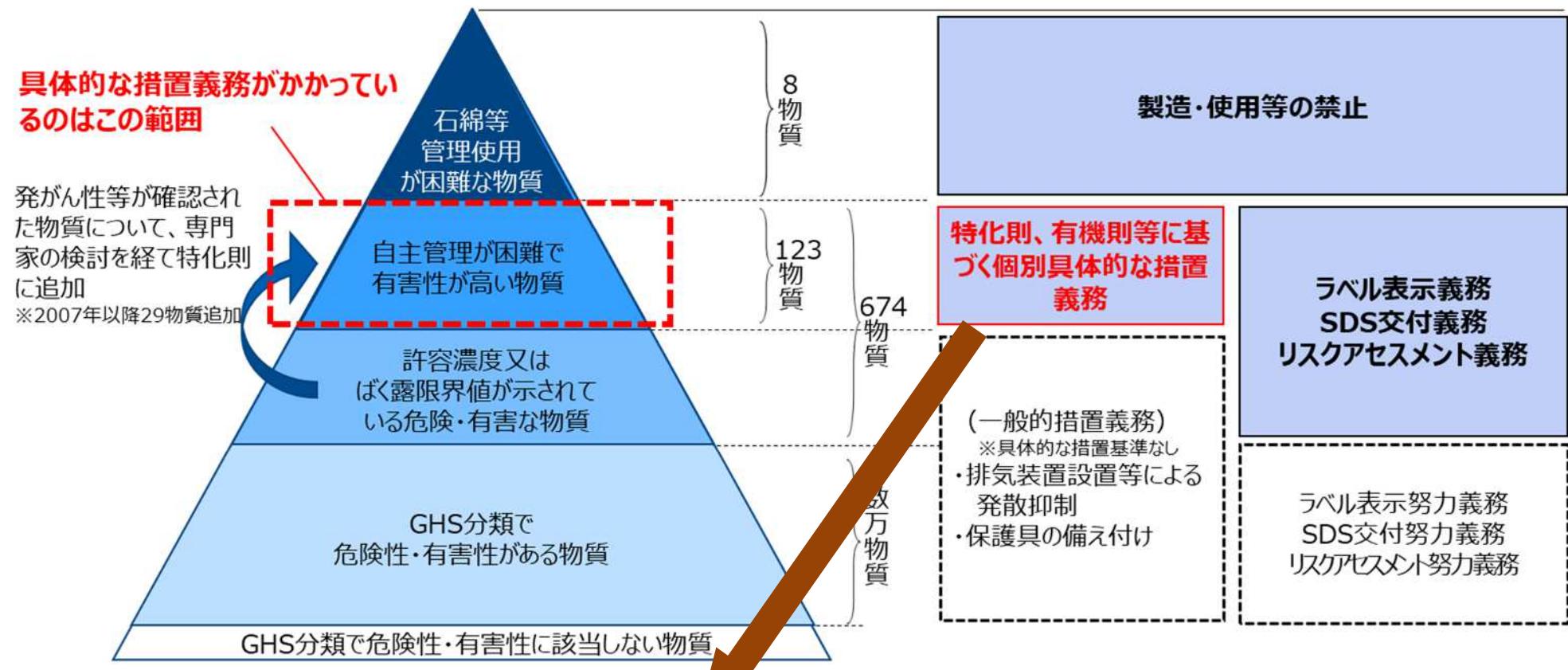
化学物質による労働災害の発生状況 (H26-R05/休業4日以上)

「どのような作業場所」で
災害が発生しているか (愛知県内)



- ◆ 製造業、接客娯楽業、建設業の順に化学物質関連の災害が多く発生している。
- ◆ 全体の6割以上の災害が「**工業的業種**」において発生している。

化学物質規制の枠組み（従来）



特別則（労働衛生関係）

- 有機溶剤中毒予防規則
- 特定化学物質障害予防規則
- 鉛中毒予防規則
- 電離則、除染電離則
- 酸素欠乏症等防止規則
- 事務所衛生基準規則
- 粉じん障害防止規則
- 石綿障害予防規則

において（を使用して）
の作業を行うときは、
を行わなければならない

新たな化学物質規制のイメージ

これまで

を使用して
の作業を行うときは、
を行わなければならない
(換気・排気装置の設置、健康診断、濃度測定など...)

法令で具体的
に定められた

「やるべきこと」が
法令で明確だった
(他律的)

これから

これまでの規制 +

化学物質を使用する作業のリスク評価
結果を踏まえて、対策を**自ら**検討・実践

効果的に進めていくために、
更なる具体的規制が追加された
(化学物質管理者、濃度基準値、新たな枠組みの健康診断など)

「何をどうやるか」
は自らで判断し決める
(自律的)

自律的な化学物質管理の方法

把握しよう！
職場にある「モノ」の危なさ
～化学物質・粉状物質等のリスクアセスメント～

The infographic is divided into several sections: '原材料' (Raw materials) showing bags and barrels; '薬品、製剤、消耗品など' (Drugs, reagents, consumables, etc.) showing various containers; '様々な場面で発生するガス、蒸気、ミスト、粉じんなど' (Gases, vapors, mists, dusts, etc. occurring in various situations) showing welding and dust handling; and a bottom section with text and logos.

この世の中に全く無害なモノはありません。
「分からぬ」、「調べたことがない」がないように！

職場にあるモノがどんな「危なさ」(爆発・火災等の危険性や人体への有害性)を持っているかを把握し、適切な管理を目指しましょう。

※ 安衛法第 22 条により、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講ずることとされています。
※ SDGs交付が義務付けられているモノについては、事業者によるリスクアセスメントの実施が義務とされており、その他のモノについては努力義務とされています。(安衛法第 67 条の 3、第 28 条の 2)
※ SDGs交付義務の対象物は、今後も順次追加される予定であり、さらに幅広いモノについて管理が求められることとなります。
(別冊安全衛生法を「安衛法」と略記しています。)

厚生労働省 愛知労働局 あいち安全経営本舗

1. 職場にある「モノ」の危なさ
(危険性・有害性)を把握



2. 「モノ」と人が関わる作業内容
やばく露の経路を把握



3. リスクを見積り、ばく露の低減
を図る



詳しくはこのリーフレット
をご覧ください。



(愛知労働局HP)